（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の国家公務員共済組合法による退職年金の請求に関する経過措置）

第十八条　第十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第八十条の規定は、第九号施行日の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

（改正後の地方公務員等共済組合法における標準報酬に関する経過措置）

第十九条　第八号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員及び令和四年十月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬の月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第四十三条第一項及び第二項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

２　前項の規定により改定された標準報酬は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬とする。

（改正後の地方公務員等共済組合法における退職年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第二十条　第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第九十四条の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

（改正後の地方公務員等共済組合法における時効に関する経過措置）

第二十一条　第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十三第一項（退職等年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）、第二項及び第四項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

（改正後の地方公務員等共済組合法における日本国籍を有しない者に対する一時金の支給に関する経過措置）

第二十二条　第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十九条の二の規定は、施行日前に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した者が、施行日以後に第十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第二項の規定による一時金の支給を請求した場合についても、適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の地方公務員等共済組合法による退職年金の請求に関する経過措置）

第二十三条　第十八条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第九十四条の規定は、第九号施行日の前日において、七十一歳に達していない者について適用する。

（改正後の私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第二十四条　第八号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び令和四年十月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が八万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が八万三千円以上であるものを除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第二項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

２　前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（改正後の私立学校教職員共済法における時効に関する経過措置）

第二十五条　第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第三十四条第二項の規定は、施行日以後に生ずる同項に規定する権利について適用する。

（確定給付企業年金から個人型確定拠出年金への残余財産の移換に関する経過措置）

第二十六条　第二十条の規定による改正後の確定給付企業年金法第八十二条の四第一項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（以下「第七号施行日」という。）以後に同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等となった者について適用する。

（確定拠出年金法による老齢給付金に関する経過措置）

第二十七条　第二十一条の規定による改正後の確定拠出年金法第三十四条（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の前日において、七十歳に達していない者について適用する。

（確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置）

第二十八条　第二十一条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条の規定は、第五号施行日前に既に企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。以下同じ。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。附則第三十二条において同じ。）の資格を喪失している者についても、適用する。

（確定拠出年金の加入者の資格に関する経過措置）

第二十九条　附則第一条第七号に掲げる規定の施行の際現に企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。）の老齢給付金（同法第二十八条第一号の老齢給付金をいう。）の受給権を有する企業型年金加入者については、第二十二条の規定による改正後の確定拠出年金法（以下「第七号新確定拠出年金法」という。）第十一条第六号の規定は適用せず、第七号施行日以後も引き続き企業型年金加入者とする。

（企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の企業年金連合会への移換に関する経過措置）

第三十条　第七号新確定拠出年金法第五十四条の五第一項の規定は、第七号施行日以後に第七号新確定拠出年金法第十一条の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用する。

（第七号新確定拠出年金法による脱退一時金に関する経過措置）

第三十一条　第七号新確定拠出年金法附則第二条の二の規定は、第七号施行日前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。

第三十二条　第七号新確定拠出年金法附則第三条の規定は、第七号施行日前に既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。

（企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の存続連合会への移換に関する経過措置）

第三十三条　第二十四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する第七号新確定拠出年金法第五十四条の五第一項の規定は、第七号施行日以後に第七号新確定拠出年金法第十一条の規定により企業型年金加入者の資格を喪失した者について適用する。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　第二十六条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法第二十条、第二十二条、第二十八条、第二十八条の二及び第三十一条の規定は、施行日の前日において六十五歳に達していない者に係る独立行政法人農業者年金基金法による年金である給付について適用し、同日において六十五歳に達している者に係る同法による年金である給付については、なお従前の例による。

第三十五条　施行日前にされた第二十六条の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第二十二条第二項の規定による請求であって、この法律の施行の際、当該請求に基づく裁定がされていないものについては、なお従前の例による。